



追納のおすすめ

国民年金保険料の免除・若年者納付猶予制度・学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の金額を計算するときには、下図のとおり減額又は反映されないこととなっています。

10年以内であればさかのぼって納付すること（追納）ができますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします。

なお、承認を受けた年度の翌々年度を超えて追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかりますのでご注意ください。

追納を希望される方は、管

轄の社会保険事務所までご連絡ください。

年金受給資格期間に算入されます

年 金 額	
保 険 料 納 付	全 額
半 額 免 除	3 分 の 2
全 額 免 除	3 分 の 1
若年者納付猶予 学生納付特例	年 金 額 に は 反 映 さ れ ま せ ん
未 納	年 金 額 に は 反 映 さ れ ま せ ん 受 給 資 格 に も 算 入 さ れ ま せ ん

※追納した期間は、保険料納付と同じ扱いになります
※半額免除を受けた期間は、半額分の保険料を納付しないと未納の扱いになります

追納額(平成17年度・月額)

追納期間	全額免除	半額免除
平成 7 年度 分	16,310円	-
平成 8 年度 分	16,260円	-
平成 9 年度 分	16,040円	-
平成 10 年度 分	15,790円	-
平成 11 年度 分	15,190円	-
平成 12 年度 分	14,600円	-
平成 13 年度 分	14,040円	-
平成 14 年度 分	13,500円	6,750円
平成 15 年度 分	13,300円	6,650円
平成 16 年度 分	13,300円	6,650円

※追納できるのは10年以内の方のみになります

厚生年金・共済組合等を脱退されたみなさまへ

60歳未満の方で、退職等により勤務先の厚生年金や共済組合等を脱退された場合は、国民年金への加入手続きが必要です。

この加入手続きをされていない方に対しては、手続きを促す通知(勸奨状)を送付しておりますが、この通知によっても加入手続きがされない場合は、社会保険事務所での自動的に加入手続きを取り、ご本人あて国民年金保険料の納付書を送付させていただきととなりました。

休日・時間外の年金相談

○年金相談の受付時間延長
10月11日(火)は、県内4つの社会保険事務所において、年金相談の受付時間を19時まで延長しております。

また、高知東社会保険事務所では、10月3日(月)・17日(月)・24日(月)につきましても、年金相談の受付時間を19時まで延長しております。

○第2土曜日は年金相談日

10月8日(土)は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っております。
通常より混雑も少ないと思われるので、どうぞお気軽にご利用ください。

10月1日から

本人確認の実施

住民基本台帳事務処理要領の一部改正により住民異動届の受付の際に届出人又はその代理人若しくは使者が本人である確認を実施します。

【対象とする届出の種類】
・ 転入届
・ 転出届
・ 届出人本人
・ 代理人若しくは使者

※届出人からの委任状をお持ちの場合でも本人確認はさせていただきます。

【本人確認の方法】

官公署発行の顔写真入りの証明書(運転免許証・パスポート・住基カード等)、身体障害者手帳、健康保険被保険者証、老人医療受給者証等

【本人確認ができなかった場合】
住民票異動者に対して届出を受理した旨を郵送で通知

※万一、覚えのない通知を受け取られた場合は、速やかにご連絡ください。

問い合わせ先

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民課

☎867-2311

本川総合支所住民課

☎869-2112